

令和8年3月26日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和8年2月16日	障害福祉サービス	障害福祉施設の送迎車両で移動中、信号で停止しようとした際、車椅子に座っていた利用者が転落し、頭部2か所の裂傷で26針縫合。職員は、当該利用者にシートベルトを着用させることを忘れていた。	宮城県
2	令和8年2月23日	障害福祉サービス	重度訪問介護において、人工呼吸器のチューブが外れ、数分間、利用者は人工呼吸器の接続がない状態になった。職員は、本来行うべき当該チューブの固定処置をしないまま、その場を離れていた。	宮城県
3	令和8年2月26日	障害福祉サービス	障害福祉施設において、利用者が数十分間、人工呼吸器を装着しない状態となった。当該利用者には、睡眠時に必ず人工呼吸器を装着するよう、医師から指示が出ていたが、当時、静養室へ誘導した職員は、当該利用者からの不要との申し出により、装着しない判断をしてしまった。	宮城県
4	令和7年9月6日	介護サービス	介護施設において、トイレ内で利用者が転倒し、頭部裂傷で4針縫合。当該利用者をトイレに誘導したあと、職員は、扉の外で見守りをしていたため、利用者の姿勢や立ち位置等の安全を確認できていなかった。	埼玉県
5	令和7年9月12日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、左大たい骨折。当該利用者は、ナースコールを押さないことが多く、また動き出しが早いため、付き添い対応が間に合わないことがあったが、その情報が職員間で共有できていなかった。	埼玉県
6	令和7年9月18日	介護サービス	介護施設において、利用者がフロアの自席から立ち上がる際に転倒し、右大たい部骨折。当該利用者には転倒リスクがあるため、席の隣には広いスペースをとっていたが、当時、そのスペースに椅子を置いてしまい、足が引っ掛かったため転倒に至ったと考えられる。	埼玉県
7	令和7年8月19日	介護サービス	介護施設において、利用者がデイルームで転倒し、左鎖骨遠位端骨折。デイルームでは見守りが不十分になり危険だとの認識があったが、職員は、当該利用者を見守れる場所に移動させる等の対応をしていなかった。	埼玉県
8	令和7年9月15日	介護サービス	介護施設において、職員が車椅子を動かす際、座っている利用者の手の位置を確認していなかったため、アームサポート下部から突き出ていた当該利用者の左手薬指に表皮剥離。	埼玉県

9	令和7年9月13日	介護サービス	介護施設において、ベッドから車椅子への移乗介助の際、利用者の脚が車椅子のフットサポートに引っ掛かり、左前脛部裂傷で縫合。職員は、介助開始前に、車椅子や利用者の脚の位置等を十分に確認していなかった。	埼玉県
10	令和7年9月6日	介護サービス	介護施設において、入浴準備で脱衣中の利用者が転倒し、右頬骨打撲及び右腕表皮剥離。当該利用者が脱衣の際、バランスを崩しやすいことに気付いていた職員もいたが、情報共有が不十分であり、当時、その場を見守る職員が誰もいない状態だった。	埼玉県
11	令和7年8月14日	介護サービス	介護施設において、利用者がトイレから出た先の廊下で転倒し、左頬骨骨折等。当該利用者は、認知機能の低下が顕著であるため注意が必要という情報が職員間で共有できておらず、当時、対応した職員は、当該利用者をトイレに誘導した後、その場を離れてしまった。	埼玉県
12	令和8年2月24日	保育サービス	保育施設において、幼児がトイレに置き去りにされ、職員が発見・保護。当該幼児をトイレに連れて行った職員は、他業務のためその場を離れ、また、トイレから幼児らが戻った後、人数確認を行っていなかった。	東京都
13	令和8年2月4日	保育サービス	保育施設において、他クラスの職員が、室内に設置されたトイレ内で幼児を発見・保護。当時、他の部屋へ移動するために他児らが室外へ出て行く際、職員は幼児らの人数確認を行わなかった。	東京都
14	令和8年3月16日	照明器具	当該照明器具から異臭が発生し、点滅後に消灯したため確認したところ、内部に焦げ。	兵庫県

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和8年3月	飲食店(3月5日の食事)	ノロウイルス	大阪府
2	令和8年3月8日	飲食店(3月6日及び7日の食事)	ノロウイルス	千葉県
3	令和8年3月9日(初発)	飲食店(3月8日～10日の弁当及び食品)	ノロウイルス	島根県
4	令和8年3月11日	給食施設(提供日不明の食事)	ノロウイルス	愛知県
5	令和8年3月1日	飲食店(2月28日の食事)	ノロウイルス	熊本県
6	令和8年3月9日	飲食店(3月8日の食事)	ノロウイルス	大分県
7	令和8年3月14日	宿泊施設(3月13日の食事)	アニサキス	長野県
8	令和8年3月8日	飲食店(3月6日の食事)	カンピロバクター	和歌山県
9	令和8年3月9日	飲食店(3月8日の食事)	ノロウイルス	長野県
10	令和8年3月9日	飲食店(3月9日の食事)	ノロウイルス	兵庫県
11	令和8年3月11日	飲食店(3月11日の弁当)	黄色ブドウ球菌	群馬県
12	令和8年3月15日	飲食店(3月14日の食事)	ノロウイルス	広島県
13	令和8年3月13日(初発)	飲食店(3月12日～14日の食事)	ノロウイルス	熊本県

14	令和8年3月1日	飲食店(2月26日の食事)	カンピロバクター	沖縄県
15	令和8年3月16日	その他の施設(3月15日の食事)	ノロウイルス	山形県
16	令和8年3月16日	飲食店(3月15日の食事)	ノロウイルス	静岡県
17	令和8年3月15日	給食施設(3月14日の食事)	ノロウイルス	和歌山県

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	豚肉	異物(紙片)混入。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月13日 販売地域:千葉県)
2	菓子(計2件)	薬品臭の発生。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月16日)
3	生鮮ドラゴンフルーツ	成分規格不適合(残留農薬)。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月9日)
4	弁当	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月4日 販売地域:福岡県 クラス分類:CLASS I)
5	たらこ	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月12日 販売地域:青森県 クラス分類:CLASS I)
6	海藻加工品	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月13日 販売地域:宮城県)
7	魚介類加工品(ほたて)	カビが発生。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月11日)
8	梅干し(計2件)	添加物(L-フェニルアラニン化合物)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月3日 販売地域:東京都、千葉県 クラス分類:CLASS I)
9	そば	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月12日 クラス分類:CLASS I)
10	惣菜(揚げもの)	アレルギー(卵、いか)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月16日 販売地域:宮城県 クラス分類:CLASS I)
11	寿司	アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月15日 販売地域:東京都 クラス分類:CLASS I)
12	洋菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月13日 販売地域:山口県 クラス分類:CLASS I)
13	キムチ	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月10日 販売地域:鹿児島県、宮崎県)
14	和菓子(計3件)	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月2日 販売地域:高知県)
15	和菓子	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月14日 販売地域:三重県)
16	ジャム(瓶詰め)	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年2月5日 販売地域:広島県、静岡県)
17	ハム	アレルギー(豚肉)表示、賞味期限表示及び保存方法表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年2月10日 販売地域:愛知県、大阪府 クラス分類:CLASS I)
18	パスタソース	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月19日 販売地域:埼玉県 クラス分類:CLASS I)
19	パスタソース	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月19日 販売地域:埼玉県 クラス分類:CLASS I)
20	焼菓子	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月19日 販売地域:茨城県)

21	和菓子	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月15日 販売地域:群馬県 クラス分類:CLASS I)
22	弁当(計3件)	アレルギー(乳、鶏肉、豚肉、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月19日 販売地域:奈良県 クラス分類:CLASS I)
23	くん製 他(計32件)	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月19日 販売地域:千葉県)
24	温泉たまご	アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年3月3日 販売地域:東京都、岩手県 クラス分類:CLASS I)

(注)消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ①食品衛生法:喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ②食品表示法:喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(ポルシェ Taycan Turbo GT)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-4161) 運転席及び助手席下部に備えられている配線において、製造工程が不適切なため、適切に配索されていないものがある。そのため、座席調整時に配線が損傷してエアバッグ警告灯が点灯し、最悪の場合、衝突時にサイドエアバッグが正常せず、乗員が過度の負傷を負うおそれがある。
2	自動二輪車(ホンダ CB1000F 他)	自動二輪車(原動機)のリコール。(5789) 原動機において、ピストン及びトップリングの設計が不適切なため、ピストンとトップリングの隙間が広く、エンジンが高回転の状態からエンジンブレーキによる減速を繰り返すと、エンジンオイルが燃焼室まで吸い上げられて燃焼し、オイル消費量が増えることがある。そのため、オイルの潤滑不良で異音が発生し、そのまま使用を続けると、走行中にエンジンが破損し、後輪がロックして転倒する、または、火災に至るおそれがある。
3	普通乗用自動車(プジョー 308)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-4165) サンルーフトリムにおいて、作業指示が不適切なため、車体への接着が不十分なものがある。そのため、使用過程で接着部分が剥がれて異音が発生し、最悪の場合、走行時の風圧等によりサンルーフトリムが脱落して、他の交通の妨げとなるおそれがある。

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojocho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2026年3月26日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

<本件に関する問合せ先>
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>